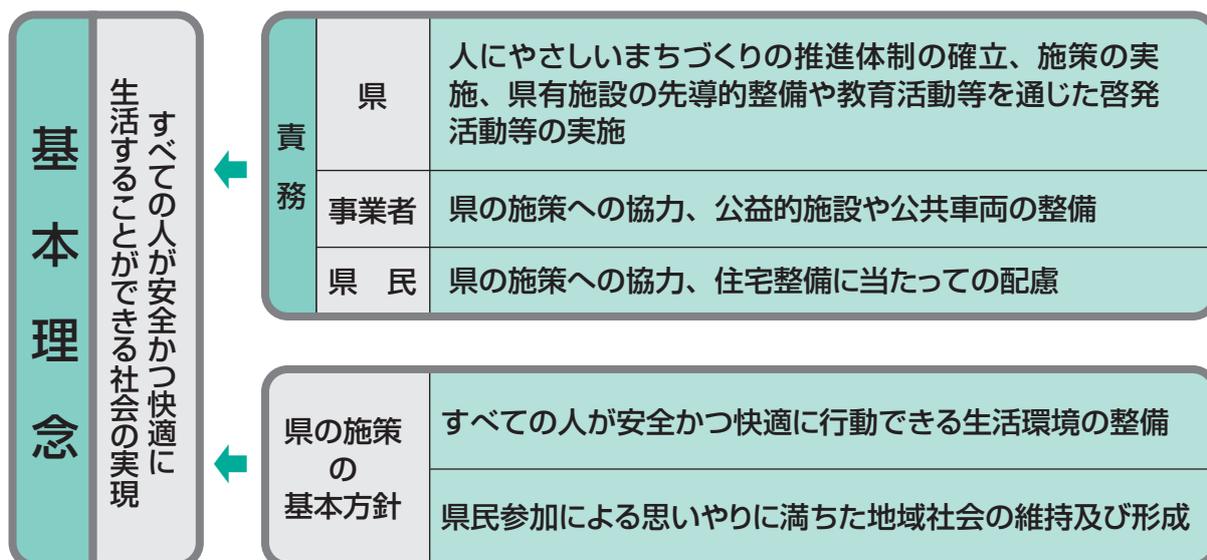


第1章 人にやさしいまちづくり条例の概要

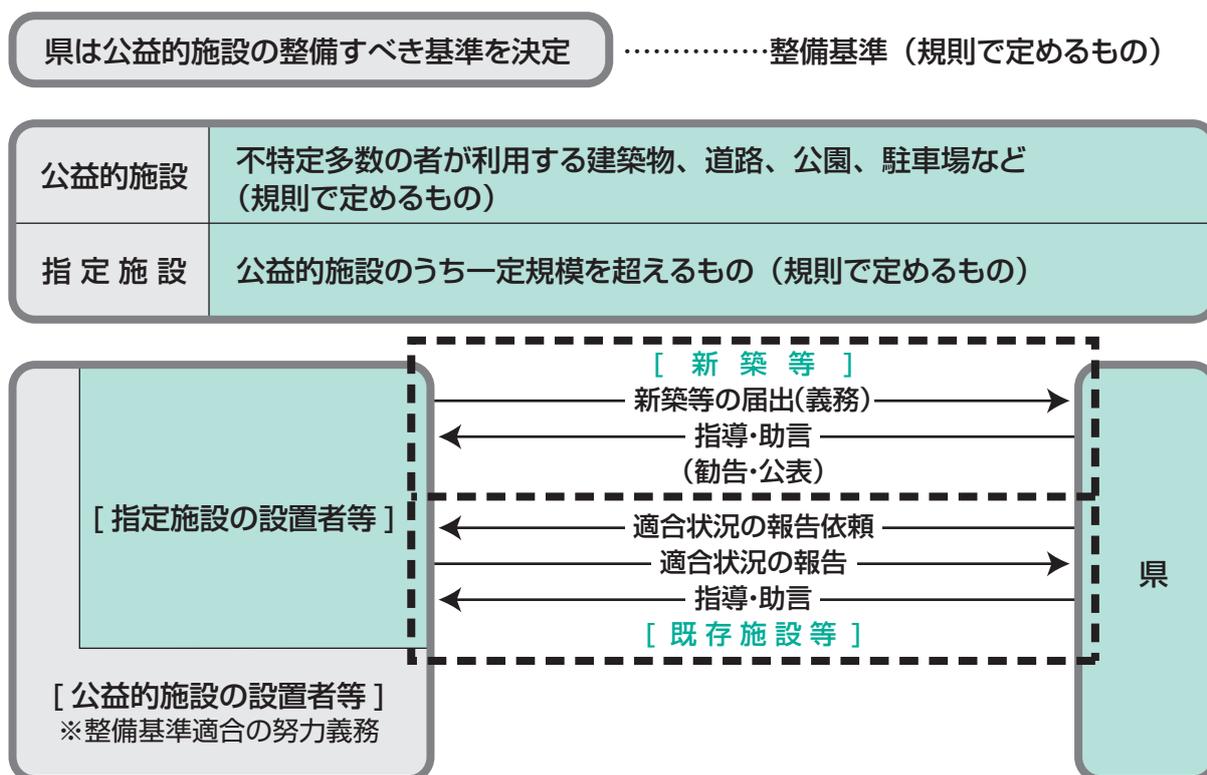
1 条例の概要

この条例は、高齢者、障がい者をはじめすべての人が安全かつ快適に暮らすことのできる社会を創るため、人にやさしいまちづくりの基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにし、人にやさしいまちづくりのために必要な施策の推進を図り、県民の福祉の増進に資することを目的に平成7年3月に制定したのですが、条例制定から約10年が経過し、その間、障がい者の社会参加の増加やユニバーサルデザインの考え方の普及等があり、それら社会情勢の変化に対応するため、今回、条例等の改正を行ったものです。

■基本理念



■公益的施設等の整備等



2 公益的施設及び指定施設

公益的施設	指定施設 (左欄のうち下記のもの)
第1 建築物	
1 社会福祉施設等……………老人福祉施設等	すべてのもの
2 医療施設……………病院、診療所	//
3 薬局	//
4 官公庁舎	//
5 学校等……………学校教育法の学校、専修学校、各種学校等	//
6 学習塾、華道教室又は囲碁教室、その他これらに類するもの	用途面積が 200 m ² 超
7 文化施設……………図書館、博物館等	すべてのもの
8 集会場等……………公民館、集会場等	//
9 公衆便所	//
10 火葬場	//
11 事務所……………金融機関（公益事業）の事務所	//
12 11 に掲げる事務所以外の事務所	用途面積が 3,000 m ² 超
13 公共の交通機関の施設	すべてのもの
14 理容所又は美容所	用途面積が 50 m ² 超
15 コンビニエンスストア等	用途面積が 100 m ² 超
16 15 に掲げるコンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗 ……………百貨店、物品販売店等	用途面積が 200 m ² 超
17 展示場	用途面積が 1,000 m ² 超
18 飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの	用途面積が 200 m ² 超
19 サービス業を営む店舗……………クリーニング取次店、貸衣装屋等	//
20 公衆浴場	用途面積が 300 m ² 超
21 宿泊施設……………ホテル、旅館等	用途面積が 1,000 m ² 超
22 娯楽施設……………劇場、映画館、遊技場等	//
23 体育館等……………体育館、ボウリング場、スケート場等	//
24 一般公共の用に供される自動車車庫	//
25 複合施設……………1 から 24 までに掲げる複合施設	用途面積が 3,000 m ² 超
26 共同住宅、寄宿舎又は下宿	一棟につき 50 戸超
第2 建築物以外の公共の交通機関の施設	
1 鉄道施設……………プラットホーム等	すべてのもの
2 港湾施設……………乗降タラップ等	//
3 空港……………保安検査場、旅客乗降橋等	//
4 バスターミナル……………乗降場等	//
第3 道路	
1 道路	すべてのもの
第4 公園等	
1 都市公園……………総合公園、運動公園、近隣公園等	すべてのもの
2 児童遊園	//
3 港湾緑地	//
4 動物園又は植物園	//
第5 駐車場	
1 駐車場……………路外駐車場、自動車駐車場	用途面積が 500 m ² 超

※用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。

3 指定施設と他法令との関係

	すべてのもの	50㎡超	100㎡超	200㎡超	300㎡超	1,000㎡超	3,000㎡超	50戸超	他法令との関係
建築物	社会福祉施設等 (主として高齢者、 障がい者利用) 医療施設 薬局 官公庁舎 学校等 (特別支援学校) 文化施設 集会場等 火葬場、公衆便所 金融機関の事務所 公益事業の事務所	理容所 美容所		飲食店 物品販売業 を営む店舗 サービス業 を営む店舗	公衆浴場	宿泊施設 娯楽施設 展示場 体育館等 (一般公共) 一般公共 自動車車庫			↑ バリアフリー新法(特別特定建築物2,000㎡以上) ※2 ↓ ↑ 建築基準法施行条例第3章の2の特定建築物 ↓ ※1 ↓ 人にやさしいまちづくり条例の指定施設
	社会福祉施設等 (主として高齢者、 障がい者利用以外) 学校等 (特別支援学校以外) 公共交通機関の施設	コンビニエ ンスストア 等	学習塾 華道教室 囲碁教室 キャバレー ナイトクラブ			複合施設 共同住宅 寄宿舎 下宿			
	すべてのもの								
建築物以外の公共交通機関の施設	鉄道施設 港湾の旅客施設 空港 バスターミナル								
	すべてのもの								
道路	道路								
	すべてのもの								
公園等	都市公園 児童遊園 港湾緑地 動物園 植物園								
	500㎡以上								
駐車場	路外駐車場(500㎡以上) 道路区域の駐車場								

※本表は、概括的に区分したものであり、用途を詳細に網羅したものではありません。

※1 バリアフリー新法……高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※2 公衆便所は50㎡以上

4 届出等の手続きフロー

